

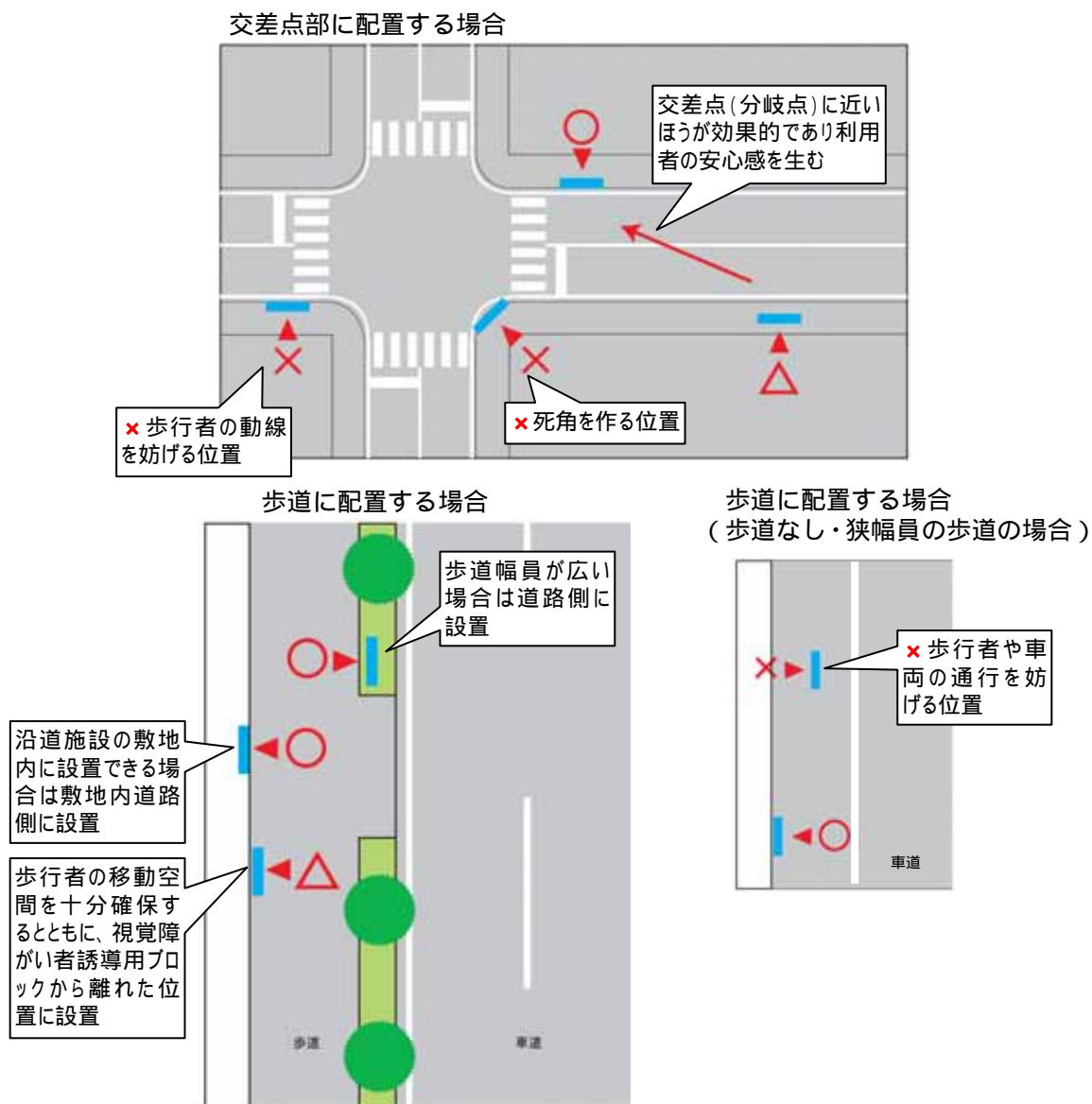
## 第4章 サイン施設の整備方針

### 4-1. 施設の配置方針

#### 案内サイン及び誘導サインの配置の考え方

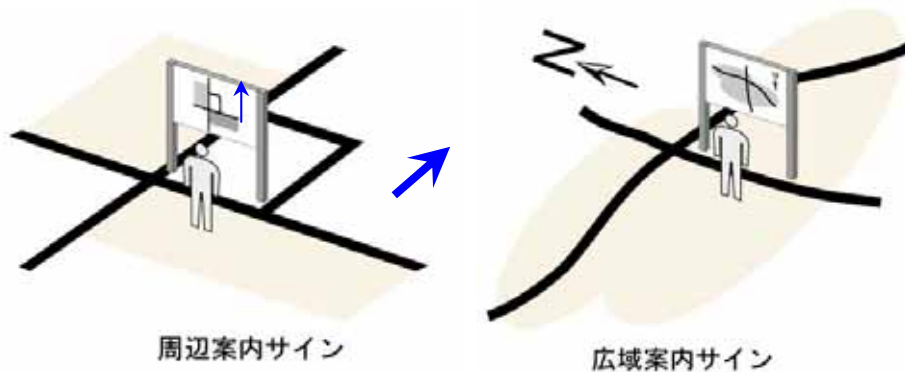
サインは、分岐点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。また、サイン設置後に、車いす使用者や介助者が必要な歩行者等の移動空間が十分に確保できる位置に設置します。

歩道上の誘導サインは、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置します。原則としてブロック端から90cm以上離れた位置を基本とし、やむを得ない場合は60cmの位置に設置することとします。



## サイン施設の設置

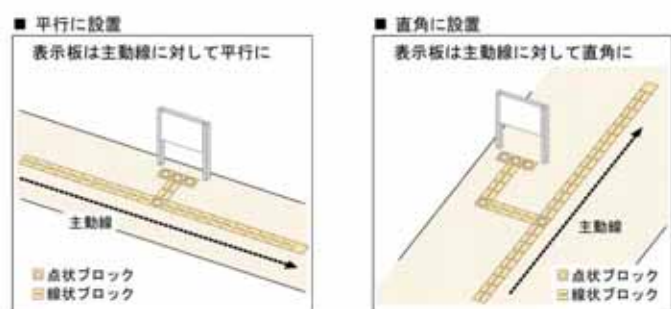
案内サインの表示面は、サインに向かって前方を上として設置します。ただし、縮尺の小さい広域案内マップでは、北を上として設置します。



サインを視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対し平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる

場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。いずれにしても、視覚障がい者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくするよう設置方向を工夫することが必要です。

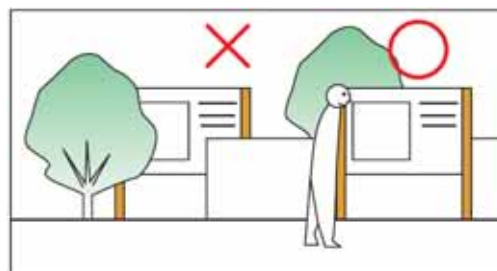
なお、音声案内や点字表示、触地図など、視覚障がい者のための案内機能を備えたサイン施設を設置する場合は、視覚障がい者誘導ブロックにより歩行者をサイン施設正面まで誘導します。



施設設置時の配慮事項

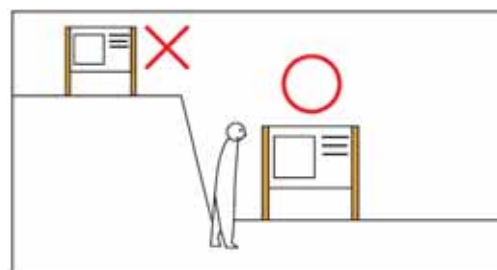
サインの顕在性確保

建物や樹木、広告看板等、利用者からの視野を妨げるものがなく、見つけやすい場所に設置します。サイン施設の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、「インフォメーションマーク」を設置するなどして、サインの顕在性を高めるよう努めます。



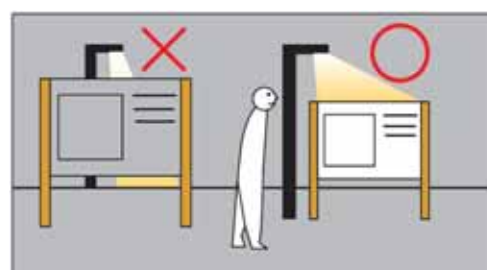
サインの視認性確保

サイン施設は、利用者が見やすい位置を考慮して配置します。視認に適した高さ・向きを十分現地で確認した上で、できるだけ近づくことのできる位置に配置します。



夜間の視認性確保

夜間に来訪者の通行量が多い場所では、できるだけ照明付きのサイン施設を整備することが望ましいですが、市街地内でサイン周辺に照明施設が設置されている場合は、照明の位置を考慮して設置します。



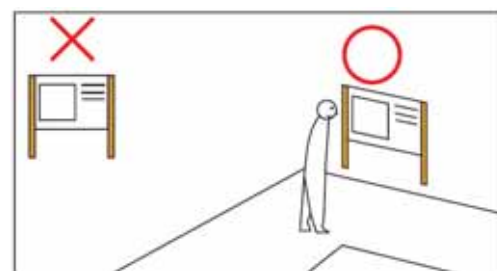
利用者の安全性確保

交差点部にサイン(自立型)を設置する場合は、歩行者の動線を妨げない位置に設置するとともに、自動車や他の通行者に対して死角ができる位置を避けて配置します。



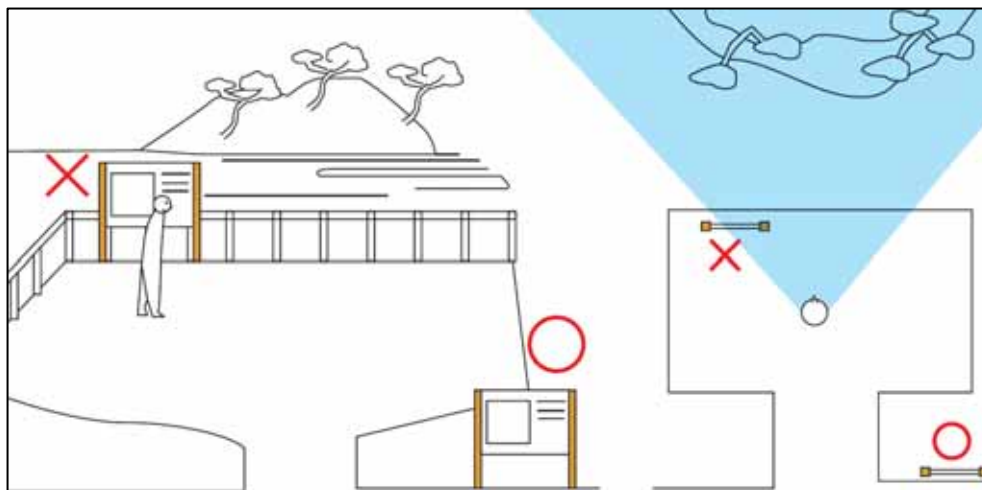
サインの機能性確保

サインを効果的に利用できるよう、利用者の動線を踏まえて見つけやすい位置に施設を設置します。どうしても動線上に設置できない場合は、インフォメーションマークの添加等により顕在性を確保します。



## 周辺景観への配慮

良好な景観を形成している拠点や、文化的な建物等の周辺にサイン施設を設置する場合は、来訪者が景観や施設を楽しむための視点場からの景観を妨げないように、設置位置や形状を検討します。



## 4-2. 施設整備方針

ここでは、道路等屋外に設置する誘導案内のための案内サインと誘導サインについて、サイン施設整備における計画段階での配慮点を定めます。位置サインについては、前項までの基準をふまえた表示面の大きさ・高さ・設置方向を検討し、各施設の敷地や建物形状等の状況に応じて設置することが必要です。

### (1) 設計施工に関すること

#### 構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるように、維持管理面にも配慮した構造とします。

#### サインへの近づきやすさを確保すること

視力の弱い人や車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線へ配慮した表示面高さを設定するとともに、不要な装飾は排除することとします。サイン施設周辺の段差や路面状況についても、サインへのアクセスに支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や舗装整備をあわせて検討します。

#### メンテナンスが容易であること

人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策を行います。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取り替えが可能な構造とします。

#### 点字表示・触地図を整備する場合の配慮

点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性の善し悪しにより剥離が起こる場合があるため、十分に確認して施工する必要があります。

サイン施設の多くは屋外に設置されるため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高熱にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

#### 照明

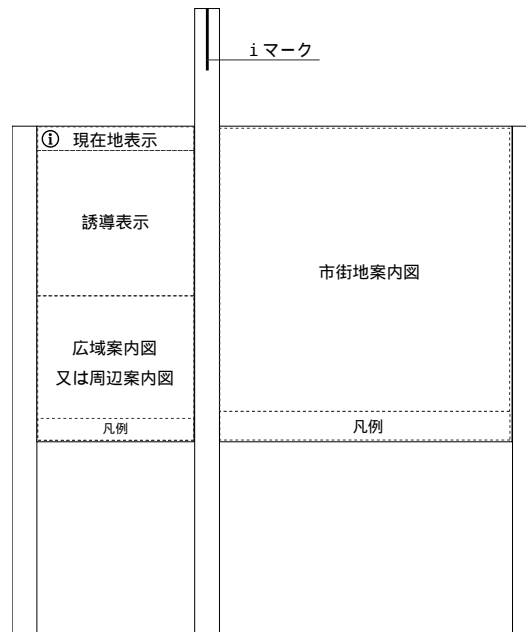
夜間に歩行者が多い地点で、曇天時や夕刻、夜間の顕在性を高める必要があると判断される場合は、主要拠点サインでの照明設備の設置を検討します。

(2) 整備に関すること

機能配置の方針

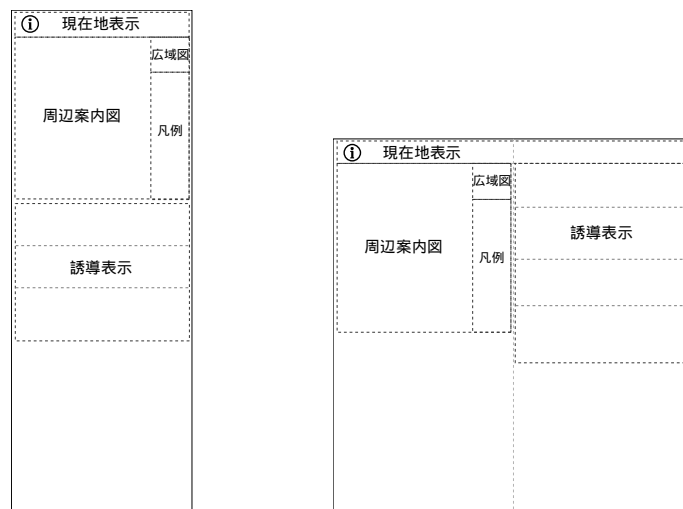
主要拠点（行動起点・主要な案内拠点）サイン【案内サイン】

- ・ 駅などの行動起点や、案内拠点のうち主要な交差点等では、地図による案内を主目的とするサインとし、一定のエリア全体を示す市街地案内図と広域図、及び優先的に誘導すべき施設への誘導サインを表示します。
- ・ サインの顕在性を確保するため、適切な高さにインフォメーションマークを掲示します。



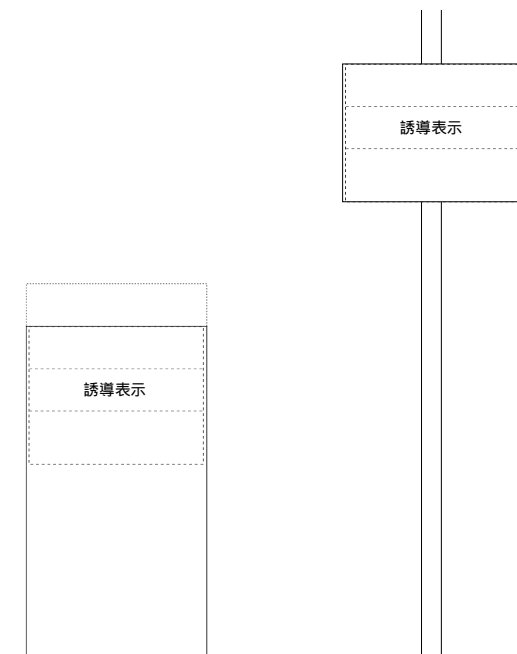
案内拠点サイン【誘導サイン+周辺案内図】

- ・ 誘導ルート上の分岐点や主要交差点では、誘導目的となる施設への誘導サインとあわせて周辺の案内図を表示します。



誘導拠点サイン【誘導サイン】

- ・誘導表示は誘導経路上にある誘導目的となる施設名、及び配置箇所周辺の主要施設名称に、誘導方向を示す矢印と距離標を併記します。
- ・直立型のサインを設置できない地点では、既存の標識支柱や施設壁面等に誘導表示パネルを添架します。



## サイン表示面

### 案内マップ表示面

案内マップは原則として、広域案内としては市全域の範囲、市街地案内としては現在地の周辺約1～1.5km<sup>2</sup>を表示範囲とします。

ただし、その地区における不特定多数の行動起点となる拠点（駅・空港等）やランドマークとなる主要公共施設等を表示することで、現在地がより把握しやすくなる場合は、縮尺および表示範囲を変更します。

表 案内マップの縮尺と範囲・表示サイズ

市街地案内図 縮尺1/1000～1500程度 表示寸法W1000×H1000
周辺案内図 縮尺1/1000程度 表示寸法W320×H400 縮尺は地域により変更可能とする 広域図（周辺案内図内に表示） 表示寸法W80×H80 周辺案内図を含む市街地案内図エリア全図を表示、そのうち周辺案内図の範囲を赤枠で表示する
広域案内図 市域全域およびその周辺を表示 表示寸法W400×H400 郊外の著名地点等では観光案内として表示寸法W1000×H1000以上で表示する

### 誘導サイン表示面

誘導サイン表示面は、サインを設置したルート上にある誘導施設への案内情報を表示します。表示内容は、施設名称（日本語及び外国語）および誘導方向、およそその距離、該当するピクトグラムとします。

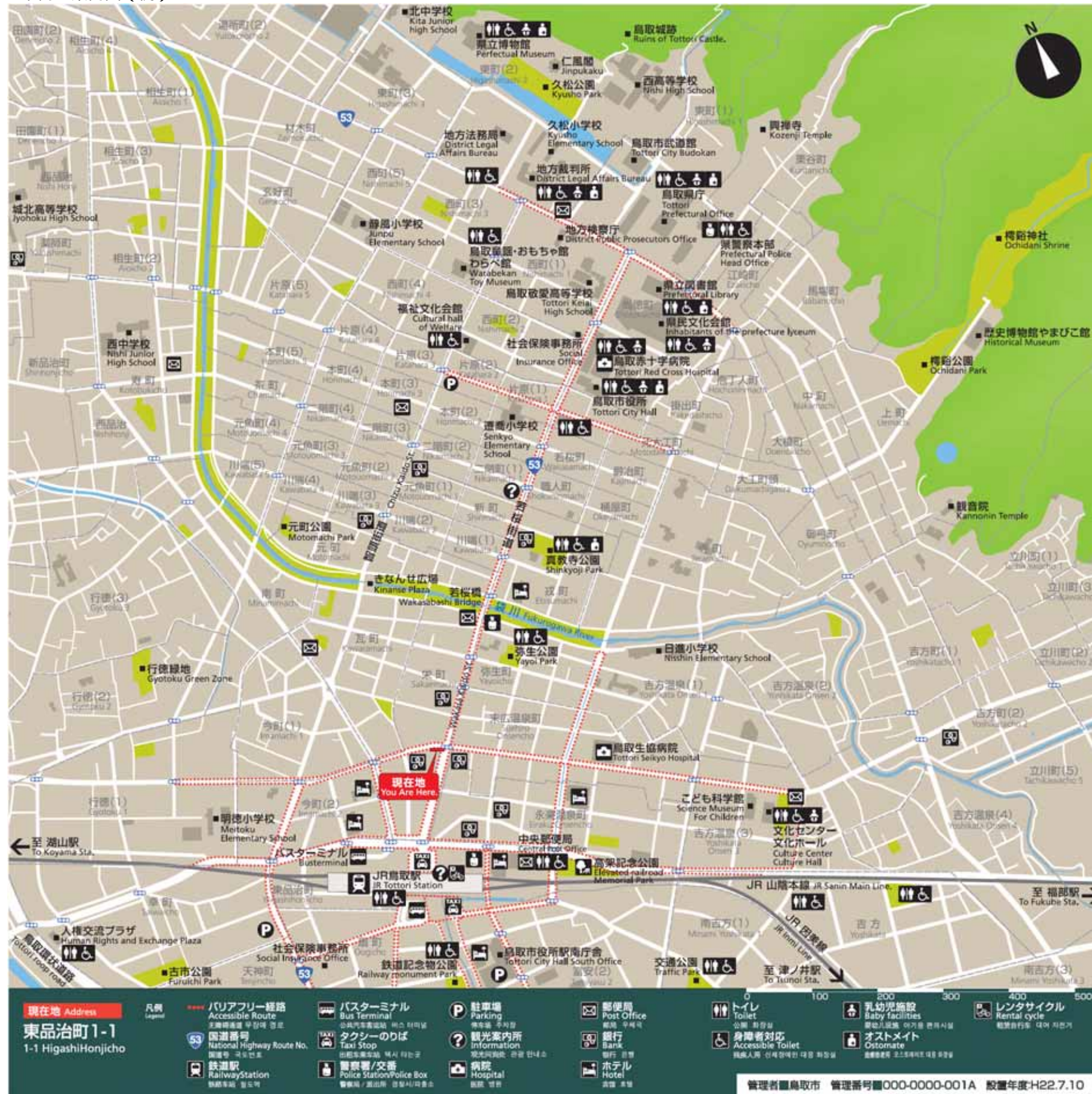
表示すべき誘導施設は、「第3章サイン表示基準 3-2(2) 誘導サインによる誘導案内の考え方」に基づき設定します。複数の施設を表示する場合は、上からランク1、ランク2、ランク3の順に並べるものとします。

### インフォメーションマークと現在地点表示

自立型サイン（他標識支柱等への添架タイプを除く）のうち、サインの顕在性を確保する必要があるものは施設上部にインフォメーションマークを表示します。あわせて、設置地点の住所（現在地点）を表示します。



市街地案内図（例）



周辺案内図（例）





広域案内図 (表示寸法 W1000×H1000 の例)



誘導サイン表示（例）



インフォメーションマークと現在地表示（例）

